

届出が必要な場合とは

地区計画が定められている区域で、次の事項に該当する場合は工事着手する30日前までに届出が必要です。

届出が必要な行為	内 容
土地の区画 形質の変更	土地の区画の変更、切土、盛土、整地等は届出が必要です。 ただし、500㎡以上で都市計画法第29条に基づく開発許可が必要な場合は届出はおりません。
建築物の建築	新築、増築又は改築は届出が必要です。
工作物の建設	垣、柵、擁壁等の築造又は改修は届出が必要です。
建築物等の 用途の変更	用途変更後の建築物等が、用途の制限に適合しないこととなる場合に限り届出が必要です。
建築物等の形態 又は意匠の変更	建築物の外観の形や色を変更する場合は届出が必要です。

- ◆ 届出が必要かどうか判断が難しいときには、事前に「中井町 まち整備課」へお問い合わせください。

中井町 まち整備課 都市計画班
電話 0465-81-3901 (直通)